令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省4一⑲)

政策分野名 【施策名】	森林の有する多面的機能の発揮	担当部局名	林野庁 【林野庁計画課/森林利用課/整備課/治山課/研究指導課/経営課/木材産業課/経営企画課/業務課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	適切な森林施業の確保、面的なまとまりをもった森林管理、再造林の推進、野生鳥獣による被害への対策の推進、適切な間伐等の推進、路網整備の推進、複層林化と天然生林の保全管理等の推進、カーボンニュートラル実現への貢献、国土の保全等の推進、新たな山村価値の創造、国民参加の森林づくり等の推進、国際的な協調及び貢献等	以宋計伽体系工の	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的か つ健全な発展
政策に関係する内閣の重要 政策	・森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) 第3の1 ・全国森林計画(令和3年6月15日閣議決定) Ⅲの2 ・森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定) 第2 ・成長戦略2019(令和元年6月21日閣議決定) Ⅲの7 ・農林水産省地球温暖化対策計画(平成29年3月14日決定、令和3年10月27日改定)	政策評価 実施予定時期	令和4年8月

施策(1)	適切な森	林施業の研	雀保								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	適正な伐	採と更新の	確保等を図	図る。							
目標① 【達成すべき目標】	適正な伐	採と更新の	確保								
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	経 績値		指標一	
WINCH IN	4 74	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	从之后从少是之子出入 。 日本巨(八十 日本)(2)以之》(以之
	001	00/55 P/5	0.00		-	-	26%	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)イ「適正な伐採と更新の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(注2)(令和元年5月28日閣議決定)に基づき目標を設定した。齢級別面積について、平均値からのばらつき具合を表す値(分散)を人工林の育成単層林の偏りある齢級構成の改善に向けた進捗度合い
ア 齢級(注1)別面積の 分散	0%	29年度	26%	5年度	_					3 一左	として算出した。2017年の分散を0%とし、全国森林計画で推計した15年後 (2032年)を100%として、令和5年度時点の目標値(26%)を設定。実績値の 把握は5年に一度であり、次回は令和5年度の実績を把握予定。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6 年度中に指標を見直す予定。
	把握の	の方法	出典:林野 作成時期 算出方法	:調査年度		源現況訓	雪査に基づ	づき把握(次回の実	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	可5年度)
	達成度 判定)値)/(当該 8未満、Cランク	基準年度分散-当該年度分散(目標値))×100 7:50%未満

施策(2)	面的なまと	とまりをもっ	た森林管理	里							
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	森林の経	営管理の負	集積、森林	関連情報の	の整備・提	供を図る	0				
目標① 【達成すべき目標】	森林の経	営管理の負	 集積等								
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	續值		指標一	
が)た]日1示	坐午吧	基準年度	7 口 1示 巴	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	MICITIFO 医足径由及UTO 标题(水平 日标千度/UDACUM)
	71%	27年度	100%	10年度	79%	81%	84%	86%	89%	s↑- *	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)ア「森林の経営管理の集積等」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林管理を進める必要があり、森林経営計画(注3)の作成の促進と併せて、平成31年度から新たに始まった森林経営管理制度(注4)等も活用し、取組を加速させていくこととしている。
私有人工林における 集積・集約化の目標 (私有人工林の5割) に対する達成割合	1170	21十及	100%	10+12	把握中 (8月予 定(暫 定値))						そこで、森林の中でも特に集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することを目標達成(100%)とした上で、当該目標に対して各年度において集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標とし、毎年度一定量ずつ向上させていくものとして目標値を設定した。
	把握0		出典:林里 作成時期 算出方法	:調査年度				調査年度	の翌年度	8月頃に把握 ⁻	予定)
	達成度 判定		達成度合 A'ランク: 1	(%)=(当 150%超、A [*]	 該年度ま ランク:909	☞ 延績(見込 %以上150)値-基 %以下、B	ーー 準値)/(ランク:50	当該年度 %以上90%	目標値-基準 %未満、Cランク	

目標② 【達成すべき目標】	航空レー	ザー測量を	を推進し、煮	系林資源情	報の精度	前上を図	図る				
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		┃ □目標値			年度	ごとの実	経 積値		指標一	
MICH IN	###	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	ANCHAY ZECTERO BINE WITH BIN 12, WILLES
	40%	2年度	80%	8年度	-	53%	60%	67%	74%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)イ「森林関連情報の整備・提供」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 G空間行動プラン2022(令和4年6月地理空間情報活用推進会議決定)において定めた目標に基づき、令和8年度までに令和2年度の倍の80%まで増加
航空レーザ計測を実 ア 施した民有林面積の 割合	1070	2年度	80%	0千皮	-						させることとした。各年度の目標値については、各年度で一定割合で向上させることとして設定した。
	把握0	の方法	出典:林野作成時期 算出方法	:調査年度			犬況及びり	県への取済	組等の聞	き取り	
		合いの 方法								目標値-基準6未満、Cランク	

施策(3)	再造林の打	推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	再造林の打	推進に向い	けて、優良和	種苗の安定	ご的な供給	合、造林遃	重地の選定	三、造林の	省力化と	低コスト化等	を進める。
目標① 【達成すべき目標】	成長に優ね	れたエリー	トツリー (注	E5)等の種	苗の生産	体制を整	:備				
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値「		目標値			年度	ごとの実	経 積値		指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
州 尼伯 宗	本 华世	基準 年度	口保心	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	州た相信の送足垤田及び日保値(小竿・日保千度)の設定の依拠
	00077-1-	元年度	3,000万	12年度	324万 本	359万 本	401万 本	454万 本	518万 本	C↑ ¥	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ア「成長に優れたエリートツリー等の種苗の生産体制を整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増
林業用苗木のうち、 ア エリートツリー等の苗 木の本数	283万本	元 年度	本	12年度	把握月 (12月頃 上予頃 (暫))					5 一左	殖した特定母樹(注6)から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。各年度の目標値については、特定母樹採種穂園の造成及びその採種穂園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種穂園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。
	把握0	D方法		4 / 4 19:4			哲定値は記	調査年度の	の翌年度	12月頃把握予	う 定)
	達成度 判定									目標値-基準 は未満、Cランク	

	目標② 【達成すべき目標】	造林適地	を抽出する	が技術の普遍	及							
							年度	ごとの目	標値			
測定指標		甘淮枯		日標値			年度	ごとの実	E 績値		指標-	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	则足 16条	基準値 基準 年度		口标心	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測足招標の選足理由及の日標値(小学・日標半度/の設定の低拠
ア 技術の普及に係る	造林適地を抽出する 技術の普及に係る指 標 (令和5年度に設定)	Р	Р	Р	Р	-	-	Р	Р	Р		【測定指標の選定理由】 - 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和4年度までに造林適地を抽出する手法の開発を行い、令和5年度に指標の設定を検討する。
		把握⊄	D方法	出典:- 作成時期 算出方法	:- :-							
		達成度 判定		_								

目標③ 【達成すべき目標】	再造林の	権実な実施	施、省力かっ	つ低コストロ	の造林体	系の確立					
						年度	ごとの目	標値			
	** *** ***		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	
測定指標	基準有度			目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準·目標年度)の設定の根拠
	0万ha	0左连	70-T1	12年度	3万ha	8万ha	13万ha	19万ha	26万ha	c^ ±	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「再造林の確実な実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供
令和3年度以降に人 ア 工造林を実施した面 積	ОДПа	2年度	70万ha	12年/支	把握中 (7月頃 軍 定値))					S↑−差	給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる人工造林面積70万ha(令和3年度~令和12年度、年平均7万ha)から算出される令和3年度~令和7年度までの人工造林面積26万haを目標値とした。
	把握0								医の翌年度	度7月頃把握予	予定)
	達成度 判定									目標値-基準 8未満、Cランク	

1	人工造林面積のう ち、造林の省力化や 低コスト化を行った 面積の割合	22%	29年度	44%	5年度	37% 把握中 (7月頃 定(定値))	40%	44%	Р	Р	- F↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「省力かつ低コストの造林体系の確立」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、毎年度の人工造林面積に対する伐採と造林の一貫作業システムの導入等を実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和5年度までに44%まで増加させることを目標値として設定した。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
		把握여	の方法							度の翌年原	¥ 67月頃把握 ⁻	予定)
			合いの 方法								[目標値-基達 ※未満、Cラン	

施策(4)	野生鳥獣	による被害	ぞへの対策の	の推進							
色策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	野生鳥獣の設置の	による被害 ほか、重点	対策のたる	め、鳥獣保 害対策を実	:護管理施	直策との連 場獣害防山	携を図り 上森林区	つつ、効気	果的かつタ するなど、	効率的な捕獲 必要な対策を	及び防護技術の開発・実証、林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等 講じる。
目標①【達成すべき目標】	鳥獣害防	止森林区均	或を設定し	、必要な対	策を実施	<u>ī</u>					
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		日標値			年度	ごとの実	¥績値		指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
/시/C] 타기/示	坐牛胆	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	が反161kの医定性自及い自保値(水平 自保平度/の政定の限定
	F00/	0/5 #5	対前年			対前年 度以上			対前年度以上		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)「鳥獣害防止森林区域を設定し、必要な対策を実施」 に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 H28年の森林法改正により市町村が「鳥獣害防止森林区域」を設定し、対
鳥獣害防止森林区 域を設定した市町村 ア のうち、シカ被害発	59%	2年度	度以上	毎年度	把握中 (10月 下旬頃 予定)					· F↑一直	策を重点的に講じることとしており、本区域の設定とシカ被害に関する施策の効果を評価するために、本指標を設定。各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。
生面積が減少した市 町村の割合	把握0	の方法	出典:林里作成時期 算出方法	:調査年度			より把握				
	達成度 判定		達成度合 Aランク:1								

	施策(5)	適切な間の	伐(注7)等	の推進								
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	適切な間の	伐等の推済	進に向けて	、間伐等特	持措法の 棒	や組みの注	舌用、森林	木経営管理	理制度と柔	系林環境譲与	税の活用、列状間伐等の普及を推進する。
	目標① 【達成すべき目標】	間伐等を	推進									
							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		- 目標値			年度	ごとの実	経 積値		指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	が入し口が	金十匹	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	从是自体的是是是自然的自体性(水平 自体干燥)的最高的,
	ア 令和3年度以降に間 伐等を実施した面積	a	o ter the	450	4.0 fre the	38万ha	78万ha	120万ha	163万ha	207万ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(5)「間伐等の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供
		0万ha	2年度	450万ha	12年度	把握中(7月頃野)					S↑一直	給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる間伐面積450万ha(令和3年度~令和12年度、年平均45万ha)から算出される令和3年度~令和7年度までの間伐面積207万haを目標値とした。
		把握0	の方法							の翌年度'	7月頃把握予	定)
		達成度 判定	合いの方法	達成度合 A'ランク:							未満、Cランク	ク:50%未満

施策(6)	路網整備	の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	路網整備網の強靭			科区分と作	業システ	ムに応じた	た目指す・	べき路網	密度の水	準を踏まえつ	つ路網の整備を引き続き進めるとともに、災害の激甚化等に対応できるよう路
目標①【達成すべき目標】	路網整備	の徹底									
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	経 績値		指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
MICIA IN		基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	MICHAEL THE OF THE COLD THE CO
	19.49万	t rb:	01.71		19.62万 km	19.69万 km	19.76万 km	19.84万 km	19.93万 km		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(6)「路網整備の徹底」に該当するアウトカム指標として設 定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に示す今後15年間の林道等の整備の目安21万kmを
ア 林道等の整備量	km	元年度	21万km	17年度	19.60万 km(暫 定値)					- S↑-差	目標値として設定。各年度の目標値については、基準年度の新規整備量の実績を考慮して、毎年度段階的に新規整備量を増加させていくことを目標として設定した。
	把握0		出典:林野作成時期 算出方法	:調査年度					度の翌年度	度6月頃把握予	元定)
	達成度 判定									目標値-基準 %未満、Cランク	

施策(7)	複層林(注	注8) 化と天	然生林の係	R全管理等	の推進						
布策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生物多様	性の保全、	花粉発生	源対策の持	推進等を図	図る。					
目標① 【達成すべき目標】	針広混交	林化の取約	狙等を推進								
						年度	ごとの目	標値			
 	基準値		目標値			年度	ごとの実	軽積値		指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	
	1.0%	oo tre the	0.00		2.5%	2.7%	2.9%	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)ア「生物多様性の保全」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、育成単層
育成単層林のうち、 ア 育成複層林へ誘導し た森林の割合	1.9%	30年度	2.9%	5年度	把握中 (7月上 旬頃(暫) 定値))					S 一差	林のうち育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.2%/年)向上させ、令和5年度までに2.9%に増加させることを目標値として設定した。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
	把握0	の方法	出典:林里 作成時期 算出方法	:調査年度					ぎの翌年度	度7月頃把握予	定)
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合 A'ランク: 1	(%)=(当 150%超、A	i該年度ま ランク:90	₹績(見込 %以上150)値-基 %以下、B	準値)/(ランク:50	当該年度 %以上90%	目標値-基準 8未満、Cランク	≛値)×100 7:50%未満

目標② 【達成すべき目標】	公的主体	による森林	整備を推済	<u>隹</u>							
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	軽積値		指標一	
WW.C.2 p.	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類		
市町村における森林 の集積・集約化のた めの意向調査の実 施面積	40万ha	2年度	170万ha	8年度	-	83万ha	105万ha	127万ha	148万ha	S↑−差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)イ「公的な関与による森林整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林の公益的機能の発揮に向け、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置する森林については、平成31年度から開始された森林経営管理制度等も活用し、公的主体による森林整備を推進することとしている。 市町村が森林所有者に対して、所有森林の経営管理の意向を確認するために実施する「意向調査」という公的な関与により、森林整備に繋がることが一定程度期待されることから、意向調査の実施面積を測定指標として設定。目標値については、森林の集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとしており、当該目標を達成するために必要な意向調査の実施面積(170万ha)を最終的な目標値とし、毎年度一定量ずつ向上させていくものとして、年度ごとの目標値を設定した。
	把握(の方法	出典:林野 作成時期 算出方法	:調査年度				調査年度の	の翌年度8	8月頃に把握 ⁻	予定)
										目標値-基準 活満、Cランク	

目標③【達成すべき目標】	花粉症対策	策に資する	る苗木の生	産や植栽							
						年度	ごとの目	標値			
701 ch 46.1#	+					年度	ごとの実	¥績値		指標一	ᄱᄼᄯᄺᇫᄝᄼᅖᅩᄁᄯᄗᄹᅝᄼᅶᄷᅟᄆᄹᇨᇠᅩᇬᇬᆑᄼᇲᄱᄳ
測定指標	基準値「	基準 年度	目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
林業用苗木のうち、 ア エリートツリー等の苗 木の本数【再掲】	283万本	元年度	3,000万本	12年度	324万 本 把握中 (12旬定 (暫定)	359万 本	401万本	454万 本	518万本	· S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)ウ「花粉発生源対策の実施」に該当するアウトカム指標として設定。エリートツリー等の苗木は、一般的なスギ・ヒノキの花粉量の概ね半分以下であり、花粉症対策に資する苗木であるため、指標として選定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。各年度の目標値については、特定母樹採種穂園の造成及びその採種穂園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種穂園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。
	把握 <i>0</i>						暫定値は記	調査年度の	の翌年度	12月頃把握予	5定)
	達成度行		達成度合 A'ランク: 1	(%)=(当 150%超、A	該年度実 ランク:909	₹績(見込 %以上150)値-基 ⁱ %以下、B	準値)/(ランク:50	当該年度 %以上90%	目標値-基準 は未満、Cランク	単値)×100 ク:50%未満

	施策(8)	カーボンコ	ニュートラバ	レ実現への	貢献							
	5策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】										cリートツリーや の取組を推進	等の再造林、木質バイオマスのエネルギー利用、木質系新素材の開発・普 生する。
	目標① 【達成すべき目標】	適切な間々	伐の実施、	、エリートツ	リー等の再	造林を促	進、木材	の利用の	拡大を通	にたHWP	(伐採木材製	品)による炭素の貯蔵
							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		┃ ┃ ┃ 目標値			年度	ごとの実	淫績値		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	がた旧が	在十世	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	从人的体心及处理出入6日际他(小牛 日际十度) 心敌处 小战险
		0.771	0/5/15	450-71	10 = ===	38万ha	78万ha	120万ha	163万ha	207万ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「適切な間伐の実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等とし
	令和3年度以降に間 ア 伐等を実施した面積 【再掲】	0万ha	2年度	450万ha	12年度	把握中 (7月上 旬頃 定(暫 定値))					S↑一直	て必要となる間伐面積450万ha(令和3年度~令和12年度、年平均45万ha)から算出される令和3年度~令和7年度までの間伐面積207万haに基づき設定した。
		把握6	の方法	出典:林野作成時期 算出方法		で 翌年度 と等からの	£3月頃(暫 実績報告	野定値は記される。	調査年度	の翌年度	7月頃把握予	定)
			合いの 方法		·(%)=当i 150%超、A						は未満、Cランク	ク:50%未満

1	林業用苗木のうち、 エリートツリー等の苗 木の本数【再掲】	283万本	元年度	3,000万 本	12年度	324万 本 把握中 (12月頃 上旬定定 (値))	359万本	401万本	454万 本	518万本	S↑−差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「エリートツリー等の再造林を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。各年度の目標値については、特定母樹採種穂園の造成及びその採種穂園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種穂園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。
		把握0	の方法	出典:林野作成時期 算出方法	:調査年度			盾定値は調	間査年度の	の翌年度	12月頃把握予	元定)
		達成度 判定									目標値-基準 未満、Cランク	" '

令和3年度以降に人 ウ 工造林を実施した面 積【再掲】	0万ha	2年度	70万ha	12年度	3万ha 把握中 (7月頃(暫)	8万ha	13万ha	19万ha	26万ha	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「エリートツリー等の再造林を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる人工造林面積70万ha(令和3年度~令和12年度、年平均7万ha)から算出される令和3年度~令和7年度までの人工造林面積26万haに基づき設定した。
DATITION			出典:林野 作成時期 算出方法	:調査年度					の翌年度	7月頃把握う	予定)
	達成度 判定									標値-基準値 未満、Cラン	
	3,100万	二左座	4,000万	7万字	3,300万 m3	3,400万 m3	3,600万 m3	3,800万 m3	4,000万 m3	₽ ↑ . *	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「木材の利用の拡大を通じたHWP(伐採木材製品)による炭素の貯蔵」に該当するアウトカム指標として設定。HWP(伐採木材製品)の炭素貯蔵量は木材利用量と廃棄量の差分から求められる変化量であり、木材利用量の増加がHWPの炭素貯蔵量の増加に寄与することから、指標と
エ 国産材の供給量	m3	元年度	m3	7年度	把握中 (9月末 頃予 定)					F↑一直	して設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国産材供給量は森林・林業基本計画において定められている令和7年度 4,000万㎡を目標とした。各年度の目標値は、基準値と目標値を直線で結 び、暫定値で設定した。
	把握0	D方法	出典:木林 作成時期 算出方法	:調査年度	の翌年度		より把握				
	達成度 判定			(%)=当詞 150%超、A							Cランク:50%未満

施策(9)	国土の保	全等の推済	進								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国土の保	全等の推済	進に向けて	、適正な保	民安林の酢	2備及び6	R全管理、	、国民の知	安全•安心	いの確保のため	りの効果的な治山事業、森林病虫害対策等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	保安林(注	注10)を計画	画的に指定								
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		日標値			年度	ごとの実	経 績値		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
WINCIA (W	2712	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	
	1,221万	30年度	1,301万	15年度	1,237万 ha	1,243万 ha	1,248万 ha	1,253万 ha	1,259万 ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)ア「保安林を計画的に指定」に該当するアウトカム指標 として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値は、全国森林計画(平成30年10月16日閣議決定)により令和15年度
ア 保安林の面積	ha	30年度	ha	15年度	把握中 (7月末 頃予 定)					- S↑-直	までの計画量が定められているが、各年度の目標値は定められていないことから、各年度の目標値については、毎年一定の割合で向上させることとした。
	把握0	の方法	出典:林里 作成時期 算出方法				より把握				
		合いの 方法	達成度合 A'ランク:								Cランク:50%未満

目標② 【達成すべき目標】	「防災•減	災、国土強	食靭化のたる	めの5か年	加速化対	策」等に	基づき治	山対策を	推進、海岸	岸防災林等の	整備強化
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値,		目標値			年度	ごとの実	續值		指標一	
/KIAC JET/JK	坐 十世	基準 年度	口水吧	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	从之后保》及之之中以及自保证(八十一百保干及)。 1000年,100
	56.2千集	30年度	58.6千集	5年度	57.6千 集落	58.1千 集落	58.6千 集落	Р	Р	· S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ「「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等に基づき治山対策を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に掲げる周辺の森 林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標とする。各年
治山対策を実施した ことにより周辺の森林 アの山地災害防止機 能等が確保される集 落の数	落	30 平度	落	9平/及	57.2千 集落 (暫定 値)					- 3 一定	度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約480集落/年)向上させ、令和5年度までに58.6千集落まで増加させることとした。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
	把握0	力法	出典:林野作成時期 算出方法	:調査年度				調査年度	の翌年度	6月頃把握予	定)
	達成度									目標値-基準 後未満、Cランク	

1	適切に保全されてい る海岸防災林等の割 合	96%	30年度	100%	5年度	98% 98% (暫定 値)	99%	100%	Р	Р	S↑一他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ「海岸防災林等の整備強化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に掲げる海岸防災林等の延長約9,000kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画も勘案しつつ、令和5年度までに概ね100%まで増加させることとした。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。		
		把握(の方法	算出方法]:調査年度 ::都道府県	からの実	績報告に	より把握			6月頃把握予			
			合いの 方法	達成度合(%) = (海岸防災林等の延長 - (機能が低下した海岸防災林等の延長 - 当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸防災林等の延長)) / (海岸防災林等の延長)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標③ 【達成すべき目標】	松くい虫(注11)対策	ぎ等につい	ては、防除	(を引き続	き実施、対	対策につい	いては被	害先端地	に重点化	
						年度	ごとの目	標値		-	
沿山中长井西	甘					年度	ごとの実	ミ績値		指標一	別ウ化無の窓ウ田中なが日標は(火進 日標左座)の乳ウの根拠
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					90%	93%	95%	98%	100%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)エ「松くい虫対策等については、防除を引き続き実施に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(約3%/年)向上させ、令
保全すべき松林(注 12)の被害率が1%未 ア 満の「微害」に抑えら れている都府県の割	85%	元年度	100%	7年度	把握中 (8月下 旬頃予 定)					- F↑一直	和7年度までに100%とすることとした。
合 合	把握6	の方法	出典:林野作成時期 算出方法	:調査年度			より把握				
		合いの 方法	達成度合	(%)=当	年度実績	(見込)値	/ 当年度	ほ目標値>	< 100	よい北海道を %未満、Cラン	余く46都府県の割合により算定する。 ク:50%未満
	100%	2年度	100%以	毎年度	100%以 上	100%以 上	100%以 上	100%以 上	100%以 上	- F=一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)エ「松くい虫対策については被害先端地に重点化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、被害先端地域の都府県での被害率が全国の被害率
高緯度・高標高の被 害先端地域が存する 都府県の保全すべき イ 松林の被害率に対 する全国の保全すべ		2千及	上	四 十反	把握中 (8月下 旬頃予 定)						を下回った場合である100%以上とすることとした。
き松林における被害率の割合	把握6	の方法	出典:林野作成時期 算出方法	:調査年度			より把握				
		合いの 方法		(%) = (と国の保全	と松林の初	按害率)/	(先端地	域が存す		松林における被害率以下に減少させる。 全松林被害率)×100

施策(10)	新たな山村	寸価値の倉	刊造								
西策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	山村の内	発的な発射	展、山村集落	落の維持・	活性化、	関係人口	の拡大等	を図る。			
目標① 【達成すべき目標】	未利用材	の熱利用が	などを推進								
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	注 績値		指標一	
/지/ C 1日1개	坐 年他	基準 年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	例是11保V区定在由及UF日保恒(水平 日保平度/V)政定V/收定
	coa = - a	一尺座	0007 0		720万 m3	740万 m3	760万 m3	780万 m3	800万 m3		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の(11)ア「未利用材の熱利用などを推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度及び目標値は、森林・林業基本計画に定められているが、年度ご
ア 国産の燃料材利用 量	693万m3	兀牛 度	800万m3	7年度	把握中 (12月 末頃予 定)						との目標値は定められていない。このため、年度ごとの目標値については、 基準値と目標値を直線で結び、年度ごとの目標値を便宜的に記載した。
	把握0	D方法	出典:木杉 作成時期 算出方法	:調査年度	の12月末		より把握				
	達成度 判定		達成度合 A'ランク:1) %未満、Cランク	7:50%未満

目標② 【達成すべき目標】	「緑の雇用]」事業(注	13) によるト	トライアル原	雇用等を彗	契機とした	移住•定	住の促進			
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値,		目標値			年度	ごとの実	経 績値		指標一	
がルコロボ	坐 十世	基準 年度	ᆸᇄᇣ	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	从是话课》是是是出次的目标是《水平 日禄千度》,3000000000000000000000000000000000000
	73%	元年度	80%	7年度	75%	76%	78%	79%	80%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(11)イ「「緑の雇用」事業によるトライアル雇用等を契機とした移住・定住の促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保するには、新規就業者の確保に加え、定着率を向上さ
新規就業者(林業作業士(フォレストワーアカー)(注14)1年目研修生)の就業3年後の定着率					72%						せて離職者数を抑制する必要がある。具体的には、新規就業者1,200人と仮定した場合の就業3年後の定着人数は960人必要と試算しており、これは定着率で8割に相当し、令和7年度までに達成するよう目標値として設定した。各年度の目標値は、令和7年度の目標値に向けて一定の割合で増加するよう暫定的に設定した。
	把握⊄		出典:林野 作成時期 算出方法	:調査年度		1業者育成	戈推進事	業の実績	により把握	TE	
	達成度 判定		達成度合 A'ランク:1								Cランク:50%未満

目標③ 【達成すべき目標】	「森林サー	-ビス産業 ₋	(注15)の	推進							
							ごとの目				
測定指標	基準値		目標値			牛皮	ごとの実	領但		指標一	│ │ 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 │
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- T I	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	
	0地域	元年度	45地域	7年度	20地域	30地域	35地域	40地域	45地域	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(11)ウ「『森林サービス産業』の推進」に該当するアウトカム 指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
ア 「森林サービス産業」 に取り組む地域数	O JELJA,	九千段	43.10.40	7 平 及	21地域						「森林サービス産業」に取り組む地域数については、「新たな森林空間利用 創出対策」を実施する令和4年度までは毎年10地域、その後は新たに毎年5 地域を見込んで目標値として設定した。
	把握(の方法	出典:林野 作成時期 算出方法	:調査年度)把握				
										値-基準値) 上90%未満、	×100 Cランク:50%未満

	施策(11)	国民参加	の森林づく	が の 推進										
			民参加の森林づくり等の推進に向けて、多様な主体による森林づくり活動を促進するため、企業・NPO等のネットワーク化、普及啓発活動を促進するとともに、森林環境教育等 充実を図る。											
	目標① 【達成すべき目標】	多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進												
		基準値				年度ごとの目標値								
	測定指標			 ≛値			年度	ごとの実	· · ·		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標 年度 3年	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可开刀泵				
		6.9万件 2	件 2年度	7.2万件	7年度	7.0万件	7.0万件	7.1万件	7.1万件	7.2万件	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」 に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標をとして設定の設定の根拠】		
	ア フォレストサポーター					7.0万件						令和2年度のフォレストサポーターズの登録件数6.9万件を基準値とし、毎年500件程度増加することを前提として目標を設定した。		
	, ズ(注16)の登録数	把握⊄	D方法		:調査年度	ぜの翌年度4月 は団体の情報により把握								
		達成度 判定		いの 達成度合=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100								Cランク:50%未満		

	, 森林ボランティア団	4,502団 体	2年度	4,582団 体	7年度	4,512団 体 4,474団 体	4,522団 体	4,542団 体	4,562団 体	4,582団 体	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」 に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度の森林ボランティア団体数は4,502団体を基準値として、近年の 傾向を踏まえ設定。なお新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和4年 度までは毎年10団体の増加、令和5年度から7年度は毎年20団体の増加とす			
•	イ 体数	把握の方法		作成時期	ることを目標として設定した。 出典: 林野庁調べ F成時期: 調査年度の翌年度4月 誕出方法: 都道府県からの実績報告により把握										
		達成度合いの 判定方法			達成度合=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
	民有林における企業 ウ による森林づくり活 動の実施箇所数	1,101箇		1,170箇	7万亩	1,121箇 所	1,131箇 所	1,144箇 所	1,157箇 所	1,170箇 所	S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」 に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和元年度の企業による森林づくり活動の実施箇所数1,101箇所を基準値			
,		所		所	7年度	把握中 (9月頃 予定)					2 一直	とし、近年の傾向を踏まえ設定。なお令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し毎年10箇所の増加、令和5年度から7年度は毎年13箇所の増加とすることを目標として設定した。			
		把握の方法 作成時期		出典:林里作成時期 算出方法	:調査年度			より把握	•	-					
		達成度合いの			達成度合=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

	施策(12)	国際的な	協調及び	貢献	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
	きの目指すべき姿 標設定の考え方根拠】	国際的な	協調の下	で、持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、SDGsや国連森林戦略計画等の国際目標の実現を図る。										
	目標① 【達成すべき目標】	開発途上:	地域におり	ける森林減	少・劣化の	抑制、山	地災害の	防止、違	法伐採対	策等に貢				
						年度ごとの目標値								
測定指標		│ │基準値 ┌───		目標値		年度ごとの実績値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	WICIA W	基準年度			目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
	持続可能な森林経 宮(注17)を推進する 民間団体等による国 際協力プロジェクト数 -			00/4	a freshte	92件	94件	96件	97件	99件		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(13)「開発途上地域における森林減少・劣化の抑制、山地災害の防止、違法伐採対策等に貢献」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】		
ア				99件	99件 7年度	99件					- S↑-直	我が国が世界の持続可能な森林経営の推進のために実施した国際協力プロジェクトの数(森林・林業分野における①民間団体による国際協力プロジェクト及び②JICAによる国際協力プロジェクトの合計数を、令和7年度の最終目標値99件(5年間で10%増加)に設定し、毎年度一定割合(年2%)で増加させることとして設定した。		
		把握0	の方法	出典:林野作成時期 算出方法				実績報告	テにより把	握		'		
		達成度 判定		達成度合=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								Cランク:50%未満		

		政策手段	予算	額計(執行	行額)	4年度	関連す	ひなるの無面質	令和4 年度行政 事業
_		(開始年度)		2年度 [百万円]	3年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	も 指標	政策手段の概要等	サポーレビュー事業番号
((1)	農山漁村地域整備 交付金 (平成22年度) (関連:4- 7,8,13,17,24)	の内数	83,664 の内数 (81,754 の内数)	70,362 の内数 (68,925 の内数)	64,119 の内数	(5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-7 (10)-①- ア (10)-②- ア (10)-③- ア	_	0160
((2)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:4- 1,3,7,8,10,13,14,15, 17,20,21,24)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	8,451 の内数 (6,453 の内数)	8,240 の内数 (5,992 の内数)	9,752 の内数	(10)-①- ア (10)-②- ア (10)-③- ア	-	0232
((3)	鳥獣被害防止総合 対策交付金 (平成20年度) (関連:4- 7,13,14,24)		11,154 (10,910)	14,737 (13,056)	10,003	(4)-①-ア	-	0236
((4)	地域森林計画編成 事業費補助金 (昭和14年度) (主)	120 (112)	116 (109)	122 (118)	116	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	_	
((5)	森林病害虫等被害 対策 (昭和25年度) (主)	715 (703)	715 (701)	696 (691)	714	(9)-③-ア (9)-③-イ	-	

(6)	治山事業(補助) (昭和26年度) (主)	35,319 (34,836)	41,195 (40,613)	45,798 (44,920)	24,368	(9)-②-ア (9)-②-イ	
(7)	保安林等整備管理 費 (昭和27年度) (主)	484 (467)	484 (402)	476 (397)	467	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	
(8)	森林整備事業(国 研) (昭和36年度) (主)	31,231 (31,231)	30,888 (30,884)	32,827 (32,819)	25,261	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	
(9)	特別母樹林保存損 失補償金 (昭和45年度) (主)	10 (10)	10 (10)	10 (9)	10	(3)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-7 (5)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	
(10)	森林吸収源インベン トリ情報整備事業 (平成18年度) (主)	261 (256)	263 (261)	264 (236)	258	(8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	
(11)	幹線林道事業移行 円滑化対策交付金 (平成20年度) (主)	91 (91)	85 (85)	78 (78)	59	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	

(12)	花粉発生源対策推 進事業 (平成21年度) (主)	114 (105)	117 (114)	107 (104)	109	(7)-③-ア	
(13)	森林生態系多様性 基礎調査事業 (平成22年度) (主)	326 (321)	322 (322)	321 (321)	322	(7)-①-ア –	
(14)	森林整備事業(補助) (平成23年度) (主)	,	27,809 (27,516)	29,961 (P)	26,019	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-4 (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ヴ	
(15)	森林整備事業(直 轄) (平成25年度) (主)	66,760 (64,957)	69,959 (67,022)	74,340 (70,327)	59,574	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-4 (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ヴ	
(16)	治山事業(直轄) (平成25年度) (主)		44,995 (41,279)	45,767 (41,025)	24,707	(9)-②-ア (9)-②-イ	

国有林野事業 (17) (平成25年度) (主)	11,394 (11,051)	11,506 (10,670)	11,227 (10,612)	11,201	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-ア (3)-③-4 (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ط	
森林·山村多面的機 能発揮対策 (平成25年度) (主)	1,425	1,353 (1,216)	1,404 (P)	1,363	(5)-①-ア (10)-①- ア (11)-①- イ	
国際林業協力事業 (19) (平成25年度) (主)	116 (115)	99 (90)	93 (91)	93	(12)-①- _	
シカ等による森林被 (20) 害緊急対策事業 (平成27年度) (主)	142 (136)	160 (153)	129 (126)	136	(4)-①-ア —	
新たな森林空間利 (21) 用創出対策 (平成27年度) (主)	32 (32)	157 (142)	53 (49)	-	(10)-③- ¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬	
カーボンニュートラル 実現に向けた国民道 (22) 動展開対策 (令和4年度) (主)	/ timil —		_	183	(10)-③- デ (11)-①- デ (11)-①- (11)-①- ウ	

(23)	分収林等施業転換 推進事業(前年度: 分収林施業転換推 進事業) (平成30年度) (主)	56 (56)	56 (56)	56 (56)	69	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ヴ	
(24)	世界遺産の森林生態系保全対策事業 (平成30年度) (主)	52 (52)	52 (52)	47 (47)	44	(7)-①-ア -	
(25)	森林情報活用促進 事業 (令和元年度) (主)	251 (169)	206 (186)	174 (163)	-	(2)-①-ア (3)-③-7 (3)-③-4 (5)-①-ア (6)-①-ア	
(26)	森林技術国際展開 支援事業 (令和2年度) (主)	-	57 (51)	53 (51)	50	(12)-①- ア	
(27)	林業普及指導事業 交付金 (昭和58年度) (関連:4-20,21)	349 (349)	349 (349)	348 (348)	348	(2)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (4)-①-ア (5)-①-ア (7)-①-ア (9)-③-イ	
(28)	木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策(前年度:合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策)(平成27年度)(関連:4-20,21)	36,536 (35,247)	32,139 (30,612)	49,633 (P)	-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-Λ (5)-①-ア (6)-①-ア (8)-①-Λ (8)-①-Λ (8)-①-Λ	

(29)	林業·木材産業成長 産業化促進対策 (平成30年度) (関連:4-20,21)	10,701 (10,288)	9,920 (8,616)	9,030 (8,889)	7,125	(2)-①-7 (3)-①-7 (3)-②-7 (3)-③-7 (3)-③-4 (5)-①-7 (6)-①-7 (8)-①-7 (8)-①-4 (8)-①-4 (8)-①-±	_	
(30)	林業イノベーション 推進総合対策 (令和2年度) (関連:4-20,21)	_	817 (793)	754 (741)	781	(3)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	-	
(31)	森林病害虫等防除 法 (昭和25年)	-	_	——————————————————————————————————————	-	(9)-③-ア (9)-③-イ	森林病害虫等防除法に基づく各種防除措置等を実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病害虫等の防除を実施することにより、森林病害虫等の被害の防止に寄与する。	-
(32)	国有林野の管理経 営に関する法律 (昭和26年)	-	-	_	-	(7)-(1)-7	国有林野の適切かつ効率的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。 本法に基づき、土壌の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定 的かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図ら れ、土壌を保持する機能や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に 寄与する。	-
(33)	森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	-	_		-	(6)-1)-7	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様 性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、山村地域の活性化に寄与する。	-

	1		:		1		1
森林法(保安施設地 (34) 区制度) (昭和26年)	-	_		-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ		-
森林法(保安林制 (35) 度) (昭和26年)	-		——————————————————————————————————————	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ		-
森林法(林地開発許 (36) 可制度) (昭和26年)	-	_		-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	l and an an artist of the control of	-
(37) 地すべり等防止法 (昭和33年)	-		——————————————————————————————————————	-	(9)-②-ア(9)-②-イ	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。	-
(38) 分収林特別措置法 (昭和33年)	-			-	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。 本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、 森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
森林法(森林計画制 (39) 度) (昭和39年)	-			-	(6)-(1)-7	長期的視点に立って、森林の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分発揮できるよう森林の整備・保全の推進をすることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-

(40) 林業種苗法 (昭和46年)	-		-	-	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-イ (8)-①-ヴ	種苗について優良な採取源の指定、生産の事業を行う者の登録、配布の際の表示の適正化等に関する措置を定めることにより、優良な種苗の供給を確保し、適正かつ円滑な造林を推進して林業総生産の増大及び林業の安定的発展に寄与する。	-
森林の保健機能の 増進に関する特別措 置法 (平成2年)	_	_	-	-	(6)-(1)-7 (7)-(1)-7 (8)-(1)-7	公衆の保健の用に供することが適当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、 当該区域の森林整備等を行うことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性 の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
緑の募金による森林 (42) 整備等の推進に関 する法律 (平成7年)	-	——————————————————————————————————————	-	-	(11)-①- イ	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。	-
森林の間伐等の実 施の促進に関する特 別措置法 (平成20年)	_	_	-	-	(5)-①-ア	森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、間伐・再造林等を促進するための市町村への交付金、特定母樹の増殖の支援、増殖した特定母樹から育成した苗木を積極的に用いた再造林への支援等の措置を通じて、森林の適正な整備に寄与する。	-
(44) 森林経営管理法 (平成31年)	-	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	-	-	(2)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	-

森林・林業・木材産 業分野の研究・技術 開発戦略 (令和4年)	_	_		_	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-7 (4)-①-ア (6)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-7 (8)-①-1 (8)-①-2 (8)-①-エ (9)-①-エ (9)-②-ア (9)-②-ア (9)-②-7 (9)-③-7 (9)-③-7 (9)-③-7 (12)-①-ア (12)-①-ア (12)-①-ア (12)-①-ア (12)-①-ア (12)-①-ア (12)-①-ア (12)-②-ア (12)-②-ア (12)-②-ア (12)-②-ア (12)-③- (12)-③-	
保安林の非課税 [固定資産税:地法 第348条の2第7号] (昭和25年度)	_ (-)	_ (-)	— (—)	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (6)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	-
収用等に伴い代替 資産を取得した場合 の課税の特例 (47) [所得税・法人税:措 法第33条、第64条、 第68条の70] (昭和26年度)	_ (-)	- (-)	- (P)	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-②-ア (8)-①-ア (8)-①-ア (8)-②-P	-

収用交換等の場合 の譲渡所得等の特 別控除 (48) [所得税・法人税:措 法第33条の4、第65 条の2、第68条の73] (昭和26年度)	_ (-)	- (-)	– (P)	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、保証金等の額から5,000万円を控除。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
保安林の非課税 (49) [不動産取得税:地 法第73条の4] (昭和29年度)	_ (-)	- (-)	_ (-)	-	(9)-①-ア	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
計画伐採に係る相続 税の延納等の特例 (50) [相続税:措法第70 条の8の2] (昭和42年度)	0.1 (-)	0.1 (-)	0.1 (-)	-	(5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア	森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特別措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	_
山林所得に係る森林 計画特別控除 (51) [所得税:措法第30 条の2] (昭和43年度)	国税56 (47) 地方税 115 (117)	国税44 (56) 地方税 118 (129)	国税45 (-) 地方税 127 (-)	-	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	森林経営計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(2,000万円を超える部分の控除率は10%)又は50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 本特例措により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
特定土地区画整備 事業等のために土地 等を譲渡した場合の 譲渡所得の特別控 (52) 除 [所得税・法人税:措 法第34条、第65条の 3、第68条の74] (昭和50年度)	_ (-)	- (-)	- (-)	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除を措置。 本特例措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-

	特別緑地保全地区 等内の土地に係る相 続税の延納に伴う利 (53) 子税の特例 [相続税:措法第70 条の9] (昭和62年度)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	-	(9)-①-ア	措置。	別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税を軽する - 措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	
	特定計画山林についての相続税の課税 (54) 価格の計算の特例 [相続税:措法第69 条の5] (平成14年度)	25 (-)	28 (-)	28 (-)	-	(6)-①-ア (7)-①-ア	き施業を 100分の9 本特例	は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づ行う場合、相続税の課税価格に参入すべき価格は当該森林経営(施業)計画対象山林の価格に105を乗じた金額とする特例措置。 - 措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を1の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	
	山林についての相続 税の納税猶予 (55) [相続税:措法第70 条の6の4] (平成24年度)	169 (-)	168 (-)	168 (-)	-	(3)-(3)-7 (5)-(1)-7 (6)-(1)-7 (7)-(1)-7 (8)-(1)-7	画に従っ 継続して 本特例 が確保さ 壌を保持	営相続人が、森林経営計画が定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計て施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業をいく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林経営者の経営の継続わることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土まする能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続的設置及び施業集約化等の推進に寄与する。	
נ	政策の予算額[百万円]	356,260 (内数を 含む)	377,098 (内数を 含む)	397,107 (内数を 含む)	267,251 (内数を含む)	杂 昭	LIDI	https://www.moff.go.in/i/budget/houiew/h4/index.html	
Ī	政策の執行額[百万円]	346,713 (内数を 含む)	361,421 (内数を 含む)	300,191 (内数を 含む)		少照	照URL htt	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r4/index.html	

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

	ア 昇に 床る 収 東 子 政策手段		(少行) [額計(執行	行額)	4年度	関連す	ひなるの無面質	令和4 年度行政
	(開始年度)	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	る 指標	政策手段の概要等 	事業 レビュー 事業番号
(1)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業 (昭和28年度)	の内数	49,857 の内数 (48,896 の内数)	51,240 の内数 (50,411 の内数)	36,585 の内数	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-1 (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	_	国交- 0464
(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業 (昭和29年度)	(24,232	25,379 の内数 (24,870 の内数)	19,277 の内数 (19,199 の内数)	16,507 の内数	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-イ (8)-①-イ	_	国交- 0465
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業 (昭和26年度)	の内数	707,349 の内数 (704,602 の内数)	719,090 の内数 (715,937 の内数)	515,110 の内数	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-ア (3)-③-7 (5)-①-ア (5)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-カ	_	国交- 0469

_									
	(4)	【参考:内閣府より】 森林整備事業に必 要な経費(沖縄振 興) (昭和47年度)	286 の内数 (284 の内数)	298 の内数 (286 の内数)	296 の内数 (283の内 数)	289 の内数	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-フ (8)-①-ウ	-	
-	(5)	【参考:内閣府より】 治山事業に必要な 経費(沖縄振興) (昭和47年度)	400 の内数 (388 の内数)	398 の内数 (385 の内数)	402 の内数 (401の内 数)	520 の内数	(9)-②-ア (9)-②-イ	-	
((6)	【参考:復興庁より】 放射性物質対処型 森林·林業再生総合 対策事業 (平成24年度)	2,913 (2,693)	3,381 (2,946)	2,982 (2,708)	3,603	-	_	
	(7)	【参考:復興庁より】 治山事業(直轄) (平成24年度)	1,726 (1,688)	1,004 (891)	173 (132)	_	-	-	
	(8)	【参考:復興庁より】 治山事業(補助) (平成24年度)	5,272 (5,257)	5,359 (4,950)	2,771 (2,717)	628	-	-	
	(9)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(直 轄) (平成25年度)	2,149 (2,057)	2,325 (2,282)	1,903 (1,898)	1,893	-	_	
	(10)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(補 助) (平成24年度)	3,639 (3,639)	3,909 (3,903)	3,281 (3,281)	2,508	-	_	

(1	【参考:復興庁より】 1) 森林整備事業(国 研) (平成24年度)	487 (487)	525 (525)	271 (271)	200	ı		-	
								国交省 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_002421.html	
						参照	₹URL	内閣府 https://www.cao.go.jp/yosan/review_suishin4.html	
								復興庁 https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/2022042811035	1.html

(注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	齢級	齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
注2	森林整備保全事業計画	森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう施業方法を適切に選択し、多様な森林の整備を行う「森林整備事業」と国土保全、水源の涵養等の森林の有する公益的機能の確保が特に必要な保安林等において治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を行う「治山事業」に関する計画。
注3	森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注4	森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託すると ともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理する制度。
注5	エリートツリー	国立研究開発法人森林研究・整備機構により、成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等から得られた個体の中から選抜された、成長等がより優れた精英樹のこと。
注6	特定母樹	エリートツリー等のうち、成長量が同様の環境下の対照個体と比較しておおむね1.5倍以上、材の剛性や幹の通直性に著しい欠点がなく、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下等の基準を満たすものを「特定母樹」として指定。
注7	間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注8	複層林化	針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に人工更新等により複数の樹冠層を有する森林を造成すること。
注9	HWP(伐採木材製品)	「Harvested Wood Products」の略。パリ協定において、搬出後の木材における炭素量の変化を温室効果ガス吸収量又は排出量として計上することができる。
注10	保安林	森林のうち、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備などの公益的機能の発揮を目的として、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された 森林。

注11	松くい虫	「松くい虫」という名の虫は存在せず、松くい虫被害の正式名称は「マツ材線虫病」である。松くい虫被害は、体長約1mmの外来種である「マツノサイセンチュウ」が在来種であるマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入することによりマツ類を枯死させる現象であり、これらを総称して「松くい虫」と呼んしている。
注12	保全すべき松林	保安林や景勝地、せき悪地の松林など、公益的機能が高く将来的に保全する必要がある松林であって、松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注13	「緑の雇用」事業	未経験者でも林業に就き必要な技術を学ぶため、林業経営体に採用された人に対し講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する制度。研修年次に応じて研修の内容をステップアップさせ、さまざまな技能を身につけられるよう体系的な研修プログラムが用意されている。
注14	林業作業士(フォレストワーカー)	新規就業者を対象とした安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修を修了し登録された者。
注15	「森林サービス産業」	山村の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業。
注16	フォレストサポーターズ	個人や企業等が「フォレスト・サポーター」として運営事務局に登録を行い、日常の生活や業務の中で自発的に森林整備や木材利用に取り組む仕組み。
注17	持続可能な森林経営	動的で進化する概念として、全てのタイプの森林の経済、社会、環境的価値を現在及び将来世代の便益のために維持し、高めることを目的に森林を管理し又は経営すること。

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省4一20)

政策分野名 【施策名】	林業の持続的かつ健全な発展	担当部局名	林野庁 【林野庁経営課/計画課/森林利用課/整備課/研究指導課/経 営企画課/業務課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	望ましい林業構造の確立、担い手となる林業経営体の育成、人材の育成・確保等、林業従事者の労働環境の改善、特用林産物の生産振興等	政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的か つ健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) 第3の2 ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第2 ・森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定) 第2 ・成長戦略2019(令和元年6月21日閣議決定) IIIの7 ・林業イノベーション現場実装推進プログラム(令和元年12月農林水産省策定)	政策評価 実施予定時期	令和4年8月

	施策(1)	望ましい材	木業構造の	確立										
	策の目指すべき姿 は標設定の考え方根拠】	望ましい材隔操作・自	木業構造の 目動操作機)確立に向り 後械等の開き	立に向けて、「新しい林業」を展開すべく、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリー(注1)等を活用した造林コストの低減と収穫期間の短縮、遠 等の開発・普及、高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化等の取組を推進する。									
	目標① 【達成すべき目標】	造林コスト	の低減、遠	遠隔操作・自	自動操作機	&械等の}	뢲発・普及	、高度な	活用した木材の生産流通管理等の効率化					
						年度ごとの目標値								
	測定指標	基準値 ———		日煙値			年度	ごとの実	:績値		指標-	 		
	冰	本半心	基準年度	□目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測と拍標の選足理田及の日標値(小学・日標平度)の設定の依拠		
		0.00	00/57 155	4.407		37%	40%	44%	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)イ「造林コストの低減」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、毎年度の 人工造林面積に対する伐採と造林の一貫作業システムの導入等を実施した		
-	人工造林面積のう ち、造林の省力化や 低コスト化を行った 面積の割合【再掲】	22% 29年度 44%	44%	44% 5年度	把握中 (7月上 旬頃 室(暫) 定値))						人工造林面積に対する伐採と造林の一貫作業システムの導入等を実施した 造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、 令和5年度までに44%まで増加させることを目標値として設定した。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6 年度中に指標を見直す予定。			
	m/34.5 H3 F [1316]	把握0	の方法		:調査年度	の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 等からの実績報告により把握								
						%)=(当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 0%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

	自動化等の機能を イ 持った高性能林業機 イ 械(注2)等の実用化 件数	0件	2年度	8件	7年度	2件	2件	4件	6件	8件	· S↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)イ「遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 林業機械の開発は複数年に渡って行われており、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」(令和元年12月農林水産省策定)の各技術のロードマップにおいても、伐採作業・造林作業の機械化(自動化・遠隔化)については、開発終了後、市販化し、普及開始までに、3~4年程度という見通しとなっていることから、開発終了後4年以内で実用化される想定で令和4年度以降に目標を設定。各年度の目標値は、近年の開発状況を踏まえて、2件/年と設定した。		
件数	把握の方法		作成時期	典: 林野庁調べ 										
		達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
		12都道	o fee the	47都道	o fee pite	20都道 府県	28都道 府県	37都道 府県	47都道 府県	-		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)イ「高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 成長戦略ロードマップ(令和元年11月未来投資会議構造改革徹底推進会合)において、目標値が定められており、これに基づき設定した。「高度な森		
	スマート林業(注3)を ウ モデル的に導入した 都道府県数	府県	2年度	府県	6年度	21都道 府県					· S↑-差	林情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等」を実践的に導入している数を計上するもの。なお、指標タイトルには「モデル的」とあるが、令和元年11月に策定された未来投資戦略に合わせたものであり、目標値もこれに合わせて作成された工程表において設定されているため、文言を統一した。		
		把握0	の方法	作成時期	出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の翌年度3月頃 算出方法: 林野庁の補助事業の実施状況及び県への取組等の聞き取り									
		達成度 判定		達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(2)	担い手とな	よる林業経	営体の育品	龙									
色策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手とな	よる林業経	営体の育品	成に向けて	、長期的	な経営の	営基盤及	び経営力	の強化、生産	性の向上、再造林の実施体制の整備等を進める。			
目標① 【達成すべき目標】	長期的な	経営の確保	呆										
						年度	ごとの目	標値					
測定指標	基準値	其淮値			年度ごとの実績値					指標一	 		
MIZIH IA		基準年度	目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	从人指示了这个工作。 一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一		
			100%	10年度	79%	81%	84%	86%	89%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)ア「長期的な経営の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林 管理を進める必要があり、森林経営計画(注4)の作成の促進と併せて、平成 31年度から新たに始まった森林経営管理制度(注5)等も活用し、取組を加速		
私有人工林における 集積・集約化の目標 ア (私有人工林の5割) に対する達成割合 【再掲】	71%	27年度	100%		把握中 (8月予 定(暫 定値))						31年度から利にに始まった森林経営官理制度(任5)等も活用し、取組を加速させていくこととしている。 そこで、森林の中でも特に集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することを目標達成(100%)とした上で、当該目標に対して各年度において集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標とし、毎年度一定量ずつ向上させていくものとして目標値を設定した。		
	把握0	の方法		:調査年度	の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度8月頃に把握予定) からの実績報告により把握								
	達成度 判定					該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 ランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							

	目標② 【達成すべき目標】	施業集約	化を担う者	兵林施業プラ	ランナー(注	主6)の育月	成、木材の	の有利販売	売等を担	5森林経営	営プランナー(注7)の育成		
							年度	ごとの目	標値					
	測定指標	基準値		┃ □目標値		年度ごとの実績値					指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	次1,亿1日1示	<u>松</u> 干他	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類			
-	ア 認定森林施業プラン ナーの現役人数	2,167人	2年度	3,500人	12年度	2,300人	2,433人	2,566人	2,700人	2,833人	· S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)イ「森林施業プランナーの育成」に該当するアウトカム指標として設定。長期的な経営の確保のため、施業集約化を担う森林施業プランナーの現役人数の確保は、林業経営体の育成において必要であることから選定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 間伐期から主伐期への移行に伴い、認定森林施業プランナーの役割として再造林の提案が重要となる。全国森林計画における人工造林面積(6.8万ha/年)に、平成30年度の総人工造林面積(3.0万ha)のうち私営人工造林面積(1.4万ha)の割合を乗じ、更に大規模森林所有者の行う人工造林面積を減じた数値(3.1万ha)を、森林施業プランナー業務をほぼ専属で担当している者が1年間に担当する推計造林面積(9ha)で除した場合、約3,500人が必要である。目標値は、引退人数を加味しつつ、毎年一定ペースで令和12年度までに育成するとして設定した。		
		把握(の方法	出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の翌年度4月頃 算出方法: 森林施業プランナー協会の認定・更新情報により把握										
			合いの 方法		達成度合い(%)=(当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 (プランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
-	イ 認定森林経営プラン イ ナーの現役人数	0人	2年度	500人	7年度	100人	300人	500人	500人	500人	. S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)イ「森林経営プランナーの育成」に該当するアウトカム 指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 主要な森林組合(旧中核組合)及び認定森林施業プランナーが在籍する 森林組合系統以外の林業経営体に認定森林経営プランナーが1名以上在 籍する場合として500名が必要。令和5年度までに500名を育成し、その後は その数を維持するものとして設定した。なお、目標値の設定年度は認定年度 (研修実施の翌年度)である。		
		把握(の方法	出典:林野作成時期 算出方法	:調査年度		 	認定•更調	<u> </u> 新情報に	L より把握		(7) 12 / ME - 32 X/ (4) 40		
			合いの 2方法			= (当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	林業経営	体の生産に	性の向上								
						年度	ごとの目	標値			
测点性插	甘华法		口抽法			年度	ごとの実	績値		指標一	께수반투ᄼᅆᄼᄜᄼᅚᄼᄪᄷᄼᅶᄷᅟᄆᄪᄯᄨᄼᇬᇌᅌᄼᄱᄳ
測定指標 	基準値	基準年度	目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	7m3/人・ 日	30年度	11m3/	12年度	8m3/ 人•目	8m3/ 人•日	9m3/ 人・日	9m3/ 人・日	9m3/ 人・日	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2) エ「林業経営体の生産性の向上」に該当するアウトカム 指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 林業経営体の生産性は未だ十分な水準になく、その向上を図ることは、収 益確保のために必要不可欠である。このため、新たな森林・林業基本計画に
ア 林業経営体の労働 生産性(主伐)	F		人・日		把握中 (3月下 旬頃予 定)						金雄保のために必要不可人である。このため、初たな森林・林楽差本計画における、望ましい林業構造の確立の観点から、近い将来、林業経営を黒字転換するために必要な生産性として試算された数値(主伐11㎡/人・日、間伐8㎡/人・日)を目標として設定し、各年度の目標値については、毎年一定の割合で増加させることとした。
	把握(の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度 算出方法:都道府県				を分析し	て把握			
		合いの 7方法		(%)=当詞 150%超、 <i>A</i>							Cランク:50%未満
	4m3/人·	30年度	A'ランク:150%表		5m3/ 人・日	5m3/ 人・日	6m3/ 人・目	6m3/ 人・目	6m3/ 人・日	・F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2) エ「林業経営体の生産性の向上」に該当するアウトカム 指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 林業経営体の生産性は未だ十分な水準になく、その向上を図ることは、収 益確保のために必要不可欠である。このため、新たな森林・林業基本計画に
イ 林業経営体の労働 イ 生産性(間伐)	日	30千及	日	12年度	把握中 (3月下 旬頃予 定)					1 12.	おける、望ましい林業構造の確立の観点から、近い将来、林業経営を黒字転換するために必要な生産性として試算された数値(主伐11㎡/人・日、間伐8㎡/人・日)を目標として設定し、各年度の目標値については、毎年一定の割合で増加させることとした。
	把握(の方法		予庁調べ :調査年度 :都道府県			を分析し	て把握			
		合いの 7方法		(%)=当詞 150%超、A							Cランク:50%未満

目標④ 【達成すべき目標】	造林作業	手の育成・	確保								
						年度	ごとの目	標値			
VD1	++ \#					年度	ごとの実	:績値		指標一	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	550	t rtc	1 200 1		1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)オ「造林作業手の育成・確保」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万
安全かつ効率的な 技術を有する新規就 業者数(林業作業士 (フォレストワーカー) (シャシ)1年日研修生	772人	元年度	度 1,200人	1,200人 毎年度	把握中 (7月下 旬頃予 定)					- F=一直	m3)等の目標を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保するには、安全かつ効率的な作業技術を身につけた親規就業者を年間約1,200人ずつ育成していく必要があるものとして設定した。
(注8)1年目研修生 – の人数)	把握0	の方法	出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の翌年度7月頃 算出方法: 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績により把握								
		合いの 方法	達成度合 A'ランク:1								Cランク:50%未満

施策(3)	人材の育	成•確保等										
西策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	人材の育	成•確保等	に向けて、	「緑の雇用]事業等	により、段	と 階的かつ)体系的	よ人材育品	成を推進、指導	算者として活躍できる現場管理責任者等を育成する。	
目標① 【達成すべき目標】	「緑の雇用]」事業等に	こより、人材	育成を推	進							
						年度	ごとの目	標値				
測定指標	基準値		目標値,		年度ごとの実績値				指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
が入口で	在 十世	基準年度	ᄓᆥᇌᇉ	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類		
					1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)「「緑の雇用」事業等により、人材育成を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】	
安全かつ効率的な 技術を有する新規就 業者数(林業作業士 (フォレストワーカー)	772人	元年度	1,200人	毎年度	把握中 (7月下 旬頃予 定)						森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保するには、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人ずつ育成していく必要があるものとして設定した。	
(フォレストワーガー) 1年目研修生の人 数)【再掲】												
	達成度 判定		達成度合 A'ランク:1								Cランク:50%未満	

		73%	元年度	80%	7年度	75%	76%	78%	79%	80%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)「「緑の雇用」事業等により、人材育成を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m3)等の目標を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保するには、新規就業者の確保に加え、定着率を向上さ				
	新規就業者(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生)の就業3年後の定着率【再掲】					72%						せて離職者数を抑制する必要がある。具体的には、新規就業者1,200人と仮定した場合の就業3年後の定着人数は960人必要と試算しており、これは定着率で8割に相当し、令和7年度までに達成するよう目標値として設定した。各年度の目標値は、令和7年度の目標値に向けて一定の割合で増加するよう暫定的に設定した。				
		把握0	の方法	作成時期	典:林野庁調べ 成時期:調査年度の7月頃 出方法:「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績により把握											
		達成度 判定			(%)=当詞 150%超、 <i>A</i>							Cランク:50%未満				
		0.100 -/-		5 000 l		4,670人	5,570人	6,250人	6,730人	7,200人		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)「現場管理責任者等の育成」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に基づき、林業従事者の労働環境を改善するとともに				
	統括現場管理責任 カ (フォレストマネー ジャー)等(注9)の育	3,128人 元年度		7,200人	7年度	把握中 (7月下 旬頃予 定)					S↑-差	OJTの指導者として活躍できる現場管理責任者等を全国に育成するため、約2,000ある認定事業主について、フォレストリーダーを3名程度ずつ配置(令和7年度:6,000人)。さらに、認定事業主のうち小規模事業体を除く6割に複数の現場作業班を統括するフォレストマネージャーを1名程度ずつ配置(令和7年度:1,200人)するものとして設定した。				
成人数		把握6	の方法		予庁調べ :調査年度 :現場技能			策の実績	責により把	握						
		達成度 判定	合いの 方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満												

施策(4)	林業従事	者の労働項	環境の改善								
西策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	林業従事	者の労働項	環境の改善	に向けて、	、処遇等0	D改善、为	的一个	対策の強何	化を推進		
目標① 【達成すべき目標】	林業従事	者の通年原	雇用化								
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		│ ──目標値			年度	ごとの実	養値	1	指標一 計算分類	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算が類	
	0.50	00/75 175	770	a to the	69%	71%	73%	75%	77%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)ア「林業従事者の通年雇用化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 林業従事者の処遇改善には、雇用の安定化につながる林業経営体におけ
森林組合雇用労働 ア 者の年間就業日数 210日以上の割合	65%	30年度	77%	7年度	把握中 (3月下 旬頃予 定)					F↑一直	る通年雇用化が不可欠であり、森林組合雇用労働者数に占める年間210日以上就業労働者数の割合を建設業等の他産業の水準に引き上げるものとして設定。平成29年度時点での建設業83%を長期的な目標とし、その過程として令和7年度の目標を77%とした。各年度ごとの目標値は、令和7年度の目標値に向けて一定の割合で増加するよう暫定的に設定した。
22011/2/22/21/2	把握6	の方法	出典:森林 作成時期 算出方法	:調査年度	の翌年度	3月頃	上就業した	-組合雇月	用労働者類	数)/(組合雇	用労働者数の総数)×100
		合いの 方法	達成度合 A'ランク:1								Cランク:50%未満

目標② 【達成すべき目標】	死傷年千	人率(注10))を半減								
						年度	ごとの目	標値			
게다 th	+ :#:+		口無法			年度	ごとの実	軽績値		指標一	ᄬᅼᄔᄺᇬᄙᅼᅖᅩᅚᇬᄺᄹᄼᅶᆇᅟᄆᄺᇨᇠᅩᇬᇌᅼᇬᄱᄳ
測定指標	基準値	基準年度	目標値「	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	25.5年千	0/5	12.8年千	10/5				20.4年 千人率			【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)イ「死傷年千人率を半減」に該当する指標アウトカムと して設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた死傷年千人率の半減目標(令和12年)に
ア 林業の死傷年千人 率	人率	2年	12.8年十 人率		把握中 (7月下 旬頃予 定)					- F↓-差	基づき設定した。 (年千人率=(1年間の死傷者数/1年間の平均労働者数)×1,000)
	把握の方法		出典:厚生作成時期: 算出方法:	:調査年度	の翌年度	7月頃		間の平均]労働者数	发)×1,000	
	達成度 判定	合いの 方法								目標値-基準 総未満、Cランク	

施策(5)	特用林産	物の生産抗	長興									
西策の目指すべき姿 「目標設定の考え方根拠】	特用林産	物の生産抗	長興に向け	て、菌床き	のこ培養	施設やほ	ほだ場など	生産基盤	弦の整備、	持続的な利用	目や生産の効率化を図る技術の開発・改良等に取り組む。	
目標① 【達成すべき目標】	菌床きのこ	二培養施設	など生産基	基盤の整備	i							
						年度	ごとの目	標値				
測定指標	基準値		- 目標値			年度	ごとの実	注 績値		指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
が入口で	在 十世	基準年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類		
	47.T.) \	20左座	40.71.) (1055	47.2万ト ン	47.4万ト ン	47.6万ト ン	47.8万ト ン	48.0万ト ン		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)「菌床きのこ培養施設など生産基盤の整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】	
ア 国産きのこの生産量	47万トン	30年度	49万トン	12年度	把握中 (8月下 旬頃予 定)					- F↑一直	食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に掲げる生産努力 目標の令和12年度49万トンを設定した。目標年度及び目標値は、計画に定 められているが、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結 んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載した。	
	出典:特用 把握の方法 作成時期:			出典:特用林産物生産統計調査 作成時期:調査年度の翌年度8月末(暫定値は調査年度の翌年度6月末) 算出方法:調査票の集計による(各都道府県等経由)								
	達成度 判定	合いの 方法	の 達成度合(%) = 当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100									

	政策手段	予算	額計(執行	行額)	4年度	関連す	ひなるいの物質な	令和4 年度行政
_	(開始年度)	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	る 指標	政策手段の概要等	事業 レビュー 事業番号
(1)	経営継続補助事業 (令和3年度) (関連:4-6,23)	_	34,640 (34,402)	P (P)	-	-	-	
(2)	農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:4- 1,3,7,8,10,13,14,15, 17,19,21,24)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	8,451 の内数 (6,453 の内数)	8,240 の内数 (5,992 の内数)	9,752 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-ア (2)-③-イ (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-ク (4)-①-ア (4)-②-ア (5)-①-ア	_	0232
(3)	林業普及指導事業 交付金 (昭和58年度) (主)	349 (349)	349 (349)	348 (348)	348	(1)-①-ア (2)-①-ア (5)-①-ア	-	
(4)	森林·林業新規就業 支援対策 (平成25年度) (主)	4,638 (4,603)	4,844 (4,827)	4,852 (P)	4,476	(2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	_	
(5)	現場技能者キャリア アップ対策(前年度: 現場技能者キャリア アップ・林業労働安 全対策) (平成30年度) (主)	402 (395)	396 (357)	383 (P)	292	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (3)-①-ウ (4)-②-ア	_	

た (6) 策	令和4年度)	-	_	_	490	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (3)-①-ウ (4)-②-ア	_	
/元、推注	林経営管理制度 進事業 令和元年度) 主)	30 (27)	41 (41)	41 (41)	42	(2)-①-ア	-	
力· 緊; 合 ^大 国 (8) 国 出(平	材産業国際競争 ・製品供給力強化 ・製材・(前年度: 板・製材・集成材 際競争力強化・輸 促進対策) ア成27年度) 関連:4-19,21)	36,536 (35,247)	32,139 (30,612)	49,633 (P)	-	(5)-①-ア	-	
(9) 産	業·木材産業成長 業化促進対策 平成30年度) 関連:4-19,21)	10,701 (10,288)	9,920 (8,619)	9,030 (8,889)	7,125	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-③-イ (5)-①-ア	_	
(10) (平	材需要の創出・輸 力強化対策 平成30年度) 関連:4-21)	682 (673)	700 (674)	506 (493)	442	(5)-①-ア	-	
(11) 推 ^注 (令	業イノベーション 進総合対策 令和2年度) 関連:4-19,21)	-	817 (793)	754 (741)	781	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-③-ア (2)-③-イ (4)-②-ア	_	
(12) 森· (昭	林保険法 召和12年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	国立研究開発法人森林研究・整備機構が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進に寄与する。	-

森林法(普及指導事 (13)業制度) (昭和26年)	ı	——————————————————————————————————————	 -	(1)-①-ア (2)-①-ア (5)-①-ア		-
入会林野等に係る権 (14) 利関係の近代化の 助長に関する法律 (昭和41年)	-	_	 -	(2)-①-ア	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等の明確化を行う。 このことにより、農林業上の利用の増進が図られ、森林施業が適切に行われ、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。	-
林業·木材産業改善 (15)資金助成法 (昭和51年)	-	_	 -	(2)-③-ア (2)-③-イ (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (4)-①-ア (4)-②-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集 約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(16) 森林組合法 (昭和53年)	I	—	 -	(3)-(1)-ア (3)-(1)-イ (3)-(1)-ウ (4)-(1)-ア	合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理経営に係る業務に対する指導、助言を実施し、森林所有者の協同組織の発展を促進する。	-
林業経営基盤の強 化等の促進のための (17)資金の融通等に関 する暫定措置法 (昭和54年)	-	——————————————————————————————————————	 -	(2)-(4)-7	都道府県知事による林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業経営者等に対し、経営改善に必要な資金等の支援を行う。 このことにより、林業経営の規模の拡大等が図られ、林業経営者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。	-
林業労働力の確保 (18)の促進に関する法律 (平成8年)	-	_	 -	(3)-①-イ	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を円滑化するための措置を講じる。 このことにより林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定が進み、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(19) 森林経営管理法 (平成31年)	_	_	 -	(2)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	-

森林・林業・木材産 (20)業分野の研究・技術 開発戦略 (令和4年)	-			_	(2)-3-7 (2)-3-7	海間 多を推進	-
山林所得の概算経 費控除 (21)[所得税:措法第30 条] (昭和28年度)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	-		立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入 (収入金額-伐採費・譲渡に要した費用)に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡 に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けら れたものである。	-
保険会社等の異常 危険準備金 (22)[法人税:措法第57 条の5、第68条の55] (昭和28年度)	_ (-)	_ (-)	- (-)	-	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-ヴ (4)-①-ア (4)-②-ア	下のストストス (カーバー・ボード・アンドル) 「一川 (大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	-
中小企業等の貸倒 引当金の特例 (23)[法人税:措法第57 条の10、第68条の 59] (昭和41年度)	国税14 (-) 地方税6 (-)	国税14 (-) 地方税6 (-)	- (-)	-		森林組合等が貸倒引当金を計上した際に、繰越限度額を法定繰入額の6%増しとすることができる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-

農地保有の合理化 等のために農地等を 譲渡した場合の譲渡 (24)所得の特別控除 [所得税:措法第34 条の3] (昭和45年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(2)-①-ア	森林組合等が林地の譲渡を希望する森林組合員に代わって、林地の購入を希望する森林組合員にあっせんした場合、林地を譲渡した者は、所得税等の特別控除が適用される。 このことにより、林地の集約化と意欲ある森林所有者等による森林経営計画の作成が図られ、施業集約化等に寄与する。	-
農業協同組合等が 取得した共同利用機 械等に係る特例措置 (25)[固定資産税:地法 第349条の3の3、地 法附則第15条の45] (昭和49年度)		398 の内数		-	$ \begin{array}{c} (2)- \bigcirc - \mathcal{T} \\ (2)- 2 - \mathcal{T} \\ (2)- 2 - \mathcal{T} \\ (2)- 3 - \mathcal{T} \\ (3)- \bigcirc - \mathcal{T} \\ (3)- \bigcirc - \mathcal{T} \\ (3)- 1 - \mathcal{T} \\ (4)- 1 - \mathcal{T} \\ (4)- 2 - \mathcal{T} \\ \end{array} $	森林組合等が国の補助金又は交付金等の交付等を受けて取得する施設等(1台(基)当たりの取得価格330万円以上)の課税標準は3年度分に限り1/2の額とする。このことにより、地域林業の中核的担い手である森林組合等に機械・装備への投資を促進させ、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることで、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	1
法人税法に基づく協 同組合等の事業用 施設に係る資産割及 び従業者割の特例 措置 [事業所税:地法第 701条の1の1] (昭和50年度)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-ア (3)-①-ヴ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等がその本来の事業の用に供する施設において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の課税標準は、資産割1/2、従業者割1/2を控除する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-

農業協同組合等が 合併した場合の課税 の特例 (27) [地価税: 措法第71 条の17] (平成3年度)	_ (-)	(-)	— (-)	_	(2)-①-7 (2)-②-7 (2)-②-4 (2)-③-7 (2)-③-7 (2)-④-7 (3)-①-7 (3)-①-寸 (4)-①-7 (4)-②-7	農業協同組合合併助成法等に基づく農協等の合併について、合併前の基礎控除の額の合計又は10億円のいずれか低い額を合併後の農協等の基礎控除として5年間適用する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
中小企業者が機械 等を取得した場合等 の特別償却又は税 額の特別控除 [所得税・法人税:措 法第10条の3、第42 条の6、第68条の11] (平成10年度)	国税101 (62) 地方税 36 (22)	国税69 (P) 地方税 25 (P)	国税69 (P) 地方税 25 (P)	-	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-イ (2)-④-ア (3)-①-イ (3)-①-ヴ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	
農業協同組合等の 合併に係る課税の特 (29) 例 [法人税:措法第68 条の2] (平成13年度)	国税10 (0) 地方税 4.5 (0)	国税12 (0) 地方税 5.4 (0)	国税0 (0) 地方税0 (0)	_	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (3)-①-ヴ (4)-①-ア (4)-②-ア	森林組合等が一定の要件を満たした合併を行う場合、移転資産は帳簿価格により引継ぎしたものとして、 譲渡益の計上を繰り延べることができる特例を措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う 森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の 向上に寄与する。	_

	山林についての相続 税の納税猶予 (30)[相続税:措法第70 条の6の4] (平成24年度)	169 (-)	168 (-)	168 (-)	ŀ	(2)-①-ア	画に従って継続して本特例が確保さ	営相続人が、森林経営計画に定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業をいく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 指置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林所有者の経営の継続にあることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土まする能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、継続的経営及び施業集約化等の推進に寄与する。	
絚	策の予算額[百万円]	62,476 (内数を 含む)	92,297 (内数を 含む)	73,787 (内数を 含む)	23,748 (内数を含む)		≅URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r4/index.html	
極	(策の執行額[百万円]	58,608 (内数を 含む)	87,127 (内数を 含む)	16,504 (内数を 含む)		3 75	RUIL	itetps.//www.mait.go.jp/j/buuget/ieview/ii/mideX.html	

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段	予算	額計(執行	行額)	4年度 関連 当初予算額 る		立体よのも重要	令和4 年度行政 事業 レビュー 事業番号		
(開始年度)	元年度[百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]	[百万円]	指標	政策手段の概要等 			
【参考:復興庁より】 特用林産施設体制 整備復興事業 (平成24年度)	897 (805)	942 (848)	932 (811)	898	-	-			

参照URL

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html

- (注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	エリートツリー	国立研究開発法人森林研究・整備機構により、成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等から得られた個体の中から選抜された、成長等がより優れた精英樹のこと。
注2	高性能林業機械	従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べ、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械のこと。 主な高性能林業機械として、フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダなどがある。
注3	スマート林業	国内の労働人口は減少することが予測されている中で、林業においてもICT 技術を活用し、1人当たりの生産性を向上させると共に、労働安全の確保、雇用形態の安定化などによる担い手の確保・育成を進める。
注4	森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注5	森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理する制度。
注6	森林施業プランナー	路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して、合意形成と森林施業の 集約化ができる者。森林施業プランナーの現状は、技能・知識・実践力のレベルが様々であることや、森林経営計画の作成の中核を担うものとして期待されて いることから、その能力を客観的に評価し、一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上でインセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の運 用を平成24年度から開始した。
注7	森林経営プランナー	森林の公益的機能・森林整備の重要性を理解した上で、社会情勢や需要に即した木材の有利販売等による収益の最大化と収穫後の資源循環に取り組み、 循環型林業を目指し実践する経営人材。
注8	林業作業士(フォレストワーカー)	新規就業者を対象とした安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修を修了し登録されたもの。
	統括現場管理責任者(フォレストマネー ジャー)等	低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者であり、段階的かつ体系的な研修を終了し登録された者。複数の現場を統括管理する統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)のほか、各現場の管理を担当する現場管理責任者(フォレストリーダー)が該当する。
注10	死傷年千人率	1年間の労働者1,000人当たりに発生した死傷者数の割合を示すもの。

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省4一②1)

政策分野名 【施策名】	林産物の供給及び利用の確保	担当部局名	林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/研究指導課/経営企画課/業 務課/企画課】
以束の概要	原木の安定供給、木材産業の競争力強化、都市等における木材利用の促進、生活関連分野等における木材利用の促進、木質バイオマスの利用、木材等の輸出促進、消費者等の理解の醸成等	政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的か つ健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) 第3の3 ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力 創造本部決定)	政策評価 実施予定時期	令和4年8月

	施策(1)	原木の安	定供給									
	布策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	望ましい多	安定供給体	制、木材の)生産流通	角の効率化	Ĺ					
	目標①【達成すべき目標】	原木を安力	定的に供給	合する体制	への転換							
						年度ごとの目標値						
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	経 積値		指標一	
	が及り出来	坐 十世	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	(A) 是旧保》 医足径出及 (C) 目标 (E) (A) 中 目标 中 (E) (A) (E)
		3,100万	- /r #s	4,000万		3,300万 m3	3,400万 m3	3,600万 m3	3,800万 m3	4,000万 m3		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)ア「原木を安定的に供給する体制への転換」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国産材供給量は森林・林業基本計画において令和7年度4,000万㎡が目標として定められている。その実現には原木の安定供給体制の構築が必要で
	ア 国産材の供給量【再 掲】	m3	元年度	m3	7年度	把握中 (9月末 頃予 定)					片 一直	として定められている。その実現には原木の安定供給体制の構築が必要であることから、測定指標に設定した。各年度の目標値は、基準値と目標値を直線で結び、暫定値で設定した。
		把握6	の方法	作成時期	典:木材需給報告書							
達成度合いの 判定方法 当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満												

目標② 【達成すべき目標】	川上と川ロ	中(注1)との	り協定取引	や直送等	の取組を	推進					
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	指標 基準値 基準 年度		日堙佔		年度ごとの実績値					指標一	
が)た]日1示			目標値目標年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	MICITISO 医定在由及UTO标准(水平 古标千度/V) 政定V/收定
→ 素材生産者から製材	40%	30年度	51%	5年度	-	-	51%	-	-	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)イ「川上と川中との協定取引や直送等の取組を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 木材の生産流通の効率化については、基本計画において、木材需要に応じた最適な生産流通経路を実現し、原木を安定的に供給・調達できるようにするため、原木の生産流通ロットの拡大、優良材・並材の選別、川上と川中との協定取引や直送等の取組を進めていくこととしており、政策目標では、この中で指標が存在している直送率を測定指標として設定。目標値については、
工場等への直送率 日本の 日本 日本	把握0	の方法	出典:木杉 作成時期 算出方法	:調査年度	翌年度の			国は令和!	5年度に調	周査実施予定)	過去の実績等を踏まえて設定した。次回は令和5年度の実績を調査予定。
	達成度 判定		達成度合 A'ランク: 1								Cランク:50%未満

	施策(2)	木材産業	の競争力引	 鱼化								
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	大規模工	場等におり	ける「国際意	竞争力」、中	中小製材 二	工場等に	おける「地	場競争力	り」の強化	、JAS製品の供	共給及び国産材比率の低い分野への利用を促進する。
	目標①【達成すべき目標】	建築用材	市場におり	ける需要を	獲得してい	くため、	製品を低コ	コストで安	定的に供			
							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	経 績値		指標-	
	が以たり出が	坐牛胆	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理出及の目標値(水準・日標年度)の設定の根拠
		1,800万 m3 元年度	一个床	2,500万		2,000万 m3	2,100万 m3	2,200万 m3	2,300万 m3	2,500万 m3	P. 4.	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)ア「建築用材市場における需要を獲得していくため、 製品を低コストで安定的に供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 建築用材における国産材利用量は森林・林業基本計画に令和7年度2,500 万㎡が目標として定められており、その需要拡大には製品の安定供給が必
	ア 建築用材における国 産材利用量		元牛度 	m3	7年度	把握中 (9月末 頃予 定)						要であり、そのひとつの手段として大規模工場等における国際競争力の強化が定められていることから、本項目の測定指標に設定した。年度毎の目標値は、目標に向けておよそ一定割合で増加させることとした。
出典:木材需給報告書												
										Cランク:50%未満		

目標②【達成すべき目標】	細かなニー	ーズに対応	こした柔軟な	よ製品供給	\$等、JAS	製品の利	用を促進				
					年度ごとの目標値						
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値					指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
WINCH IN	基準年度		日標年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	MIZITIMO E CITAL O TIME (NIT TIME IZ) VILLE
	90工場	2年度	110工場	7年度	94工場	98工場	102工場	106工場	110工場	· S↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)イ「細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等」及び ウ「JAS製品の利用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 中小規模の製材工場等については、高い単価の地域材製品の生産や細 かなニーズに対応した柔軟な製品供給等を通じて、競争力を強化し、寸法安 定性に優れるなど品質性能の確かな木材製品の供給を促進していくこととし ている。品質性能の確かな木材製品として、JAS製品の中で、特に今後非住 宅分野等での利用が求められる機械等級区分製材の供給促進が重要であ
JAS製材(機械等級ア 区分構造用製材)の認証工場数					97工場						七万町寺での利用が求められる機械寺板区万製材の供給促進が重要であることから、JAS製材(機械等級区分構造用製材)の供給を行うことができる認証工場の数を指標とし、近年の実績を踏まえて目標値を設定した。
	把握0	の方法	出典:林野 作成時期 算出方法	:調査年度			試算				
達成度合いの 達成度合(%)=当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 判定方法 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											

	目標③ 【達成すべき目標】	横架材や	·羽柄材等 [·]	での利用を	拡大							
							年度ごとの目標値					
	測定指標	基準値	基準値		│ │ │ 目標値		年度ごとの実績値					 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	
		2,036千	30年度	2,110千	7年度	2,070千 m3	2,080千 m3	2,090千 m3	2,100千 m3	2,110千 m3	□↑□店	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)エ「横架材や羽柄材等での利用を拡大」に該当する指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 木造住宅における部材別の国産材使用割合及び使用量を踏まえ、横架材
	横架材用のラミナ. ア び羽柄材を含む日 産材を発料して			m3	. 20	把握中 (9月末 頃予 定)						や羽柄材等での国産材の利用を拡大していくことが有効であることから、横架材に多く使用される集成材の構成要素であるラミナ及び羽柄材を含む国産材建材用材(ひき割類)の出荷量を測定指標とし、目標値は近年の実績を踏まえて設定した。
	割類)の出荷量 	出典:木材需給報告書 作成時期:調査年度の翌年度9月末頃 算出方法:木材需給報告書のデータにより把握										
達成度合いの 判定方法 達成度合(%)=当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 料定方法 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									Cランク:50%未満			

施策(3)	都市等に	おける木材	†利用の促	進									
	都市等に	おける木材	†利用の促	進に向けて	て、国自ら	が率先し	て公共建	築物の木	造化•内	装の木質化な	どを推進する。また、民間非住宅分野等の需要の獲得に向けた取組を推進		
目標① 【達成すべき目標】	公共建築	物等の木込	造化・内装の	の木質化を	推進								
						年度	ごとの目	標値					
測定指標	基準値		日標値		年度ごとの実績値					指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
/AI AL JE 1/A	基华 他	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	州た旧宗の歴史年田及の日宗順(小学・日保牛及)の設定の依拠			
	13.8%		000	a fee ste	16%	17%	18%	19%	20%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)「公共建築物等の木造化・内装の木質化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 公共建築物の木造率は、平成22年度は8.3%だったが、令和元年度は		
ア 公共建築物の木造 率		元年度	20%	7年度	把握中 (令和5 年3月 末頃予 定)						13.8%となり、9年間で5.5ポイント上昇した。木造化を加速させる観点から、4和3年度から令和7年度の5年間で5ポイントの上昇を目指し、令和7年度に木造率20%を目標値として設定。年度毎の目標値は、毎年度一定の割合で上昇させることとした。 ※ポイントは、%値の変化量をあらわす。		
	把握6	の方法	作成時期	典: 林野庁調べ 成時期:調査年度の翌年度3月末頃 出方法:「国土交通省建築着工統計調査」のデータを基に試算									
		合いの 方法				亥年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							

施策(4)	生活関連	分野等に	おける木材	利用の促込	進						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生活関連	分野等に	おける木材	利用の促む	生 に向け [、]	て、木材集	製品に対す	ける様々な	ご消費者 ご	ニーズを捉え、	生活関連分野等への木材利用を促進する。
目標①【達成すべき目標】	生活関連	分野等への	の木材利用	を促進							
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		- 目標値			年度	ごとの実	:績値		指標一	
水がた日本	坐 十世	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	が、たらは、いちに、いちに、いちには、いちには、いたという。 はんしょう はんしょく はんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしんしん はんしん はん
					22%	24%	26%	28%	30%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(4)「生活関連分野等への木材利用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画における木材供給目標は、31百万㎡(令和元年度)から40百万㎡
木材を購入する際、 ア 国産材であることを 重視する人の割合	20%	2年度	30%	7年度	21.6%					│ F↑一直	金本計画におりる不材供給目標は、31日が間(予和九年度)から40日が間(令和7年度)であり、同目標の年増加率と同率で指標値を向上させると26%となるが、以降も供給量を増やす必要があり、より高い30%を目標としている。各年度の目標値については各年度で一定割合(2%)で向上させることとした。
100, 0,000	把握6	の方法	出典:林野作成時期 算出方法				を集計し	、達成状泡	兄を把握。		
		合いの 方法		(%)=当詞 150%超、							Cランク:50%未満

	イ ウッド・チェンジロゴ マークの使用登録数	136件	3年度	500件	7年度	-	215件	300件	395件	500件	- S↑ 一直	【測定指標の選定理由】 木づかい運動の普及状況を計測するための指標として令和3年10月の脱 炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進 に関する法律(改正前:公共建築物等における木材の利用の促進に関する 法律)の改正を受けロゴマーク使用者の登録を開始したものであり、基本計 画第3の3(4)「生活関連分野等への木材利用を促進」に該当するアウトカム 指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年度に概ね140件の登録があったことを踏まえ、5年間で500件を目標 とする(各都道府県10~20件)。露出が増大することによる波及効果として 徐々に年間の増加量が増える(年10件ずつ)ことを見込むこととし、各年度の 目標値を設定した。	
						136件							
		把握0		出典:林里 作成時期 算出方法	:調査年度	での3月末頃 での合計							
			合いの 方法		達成度合(%)=(当該年度の実績(見込)値)/(当該年度の目標値)×100 X'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

	施策(5)	木質バイオマス(注2)の利用											
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	木質バイオマス利用に向けて、エネルギー利用、マテリアル利用を促進する。											
	目標① 【達成すべき目標】	燃料材の安定供給											
	測定指標						年度	ごとの目	標値				
		基準値		目標値		年度ごとの実績値					指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		金十世	基準 年度	目標年	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類			
	ア 国産の燃料材利用 量【再掲】	693万m3	元年度	800万m3	7年度	720万 m3	740万 m3	760万 m3	780万 m3	800万 m3		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(5)ア「燃料材の安定供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度及び目標値は、森林・林業基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。このため、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結び、年度ごとの目標値を便宜的に記載した。	
						把握中 (12月 末頃予 定)						基準値と日標値を追続で結び、年度ことの日標値を関止的に記載した。	
		出典:木材需給報告 把握の方法 作成時期:調査年度 算出方法:木材需給											
		達成度		達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	新素材の	研究•技術	開発を推進	進							
						年度	ごとの目	標値			
	甘淮佑 ———					年度	ごとの実	績値		指標一	
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	2件	2年度	3件		3件	3件	3件	3件	3件	F=一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(5)イ「新素材の研究・技術開発を推進」に該当するアウト プット指標として設定。新素材の製造技術は開発・実証段階であり、確実に 製品化まで達成されると限らないことから、適切な指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新素材の研究・技術開発については、毎年度の補助事業での開発・実証 見込件数である3件を目標値として設定した。
ア 新素材の開発・実証 件数	217 27	2千及	317	毎年度	3件						
	把握6	の方法	出典:林野 作成時期 算出方法	:調査年度	の翌年度 終了後の	E7月頃)成果報告	言書等にて	て技術や類	製品の開	発・実証の状泡	兄を判定
		合いの 方法	達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:95%以上150%以下、Bランク:90%以上95%未満、Cランク:90%未満								

施策(6)	木材等の	r 材等の輸出促進											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	木材等の	輸出促進に	こ向けて、イ	寸加価値の	高い木材	才製品の軸	輸出への	転換を図	る。				
目標①【達成すべき目標】	付加価値	の高い木材	才製品の輸	ì出への転	換								
					年度ごとの目標値								
測定指標	基準値		→ 目標値		年度ごとの実績値					指標一	 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
水ルと日本	坐 十世	基準年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	所及161宗00 医尼涅山及0°日保恒(水平 日保干技/000)及207战区		
		二左连	251/英田	7年度	176億 円	209億 円	249億 円	296億 円	351億 円		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(6)「付加価値の高い木材製品の輸出への転換」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農林水産物・食品の輸出拡大宝行戦略」(会和2年12月15日農林水産業・		
ア 製材・合板の輸出額	125億円 元年度		351億円	7年度	176億 円					F↑一直	「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産業地域の活力創造本部決定)において、製材・合板を輸出重点項目と位置付け、目標年度及び目標値を定めている。年度ごとの目標値については、同戦略において明確化した、目標達成のための手段の進捗を考慮して設定した		
	把握0	の方法	出典:貿易公表時期 算出方法	:調査年度	の3月頃								
		達成度合いの 達 成度合(%)=当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 判定方法 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								Cランク:50%未満			

施策(7)	消費者等	の理解の配	棄成								
他策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	消費者等	の理解の配	譲成に向け	て、木材系	川用の意象	長や効果(等のエビラ	デンスの多	Ě信、「木·	づかい運動」。	や「木育」等の推進、合法伐採木材等の流通量の増加を図る。
目標① 【達成すべき目標】	消費者等	の理解を配	譲成、合法 (戈採木材0	つ流通量を	を増加					
	基準値				年度ごとの目標値						
測定指標			│ - 目標値			年度	ごとの実	¥績値 		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	月前界刀規	
	20%	0/F #F	30%	% 7年度	22%	24%	26%	28%	30%	- F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(7)「消費者等の理解を醸成」に該当するアウトカム指標と して設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画における木材供給目標は、31百万㎡(令和元年度)から40百万㎡
木材を購入する際、 ア 国産材であることを 重視する人の割合		2年度			21.6%						(令和7年度)であり、同目標の年増加率と同率で指標値を向上させると26%となるが、以降も供給量を増やす必要があり、より高い30%を目標としている。各年度の目標値については各年度で一定割合(2%)で向上させることとした。
【再掲】	把握(出典:林野 作成時期 算出方法	:調査年度			を集計し	、達成状	況を把握。	o	
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合 A'ランク:								Cランク:50%未満

1	第一種登録木材関 連事業者が取り扱う 合法性が確認できた	3,035万 m3 元年度	4,350万 m3	7年度	3,473万 m3 把握中 (12月 下旬頃 予定)	3,693万 m3	3,912万 m3	4,131万 m3	4,350万 m3	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(7)「合法伐採木材の流通量を増加」に該当するアウトカム 指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画において、令和7年度の木材の総需要量が8,700万㎡と見通され ており、このうち、約5割の木材について、第一種登録木材関連事業者により 合法性の確認が行われることを目指し、目標を設定。毎年度の目標値につい ては、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載し た。
木材の量		把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌々年度4月(暫定値は調査年度の翌年度12月下旬頃把握予定) 算出方法:登録実施機関による年度報告により把握							巴握予定)	
		達成度合いの 判定方法	達成度合 A'ランク:							90%未満、0	こランク:50%未満

		政策手段	予算	額計(執行	行額)	4年度	関連す	Th 你 I Ch O MI	令和4 年度行政
		(開始年度)	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	る 指標	政策手段の概要等	事業 レビュー 事業番号
((1)	農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:4- 1,3,7,8,10,13,14,15, 17,19,20,24)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	8,451 の内数 (6,453 の内数)	8,240 の内数 (5,992 の内数)	9,752 の内数	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア	_	0232
(2)	国有林野事業 (平成25年度) (関連:4-19)	11,394 (11,051)	11,506 (10,670)	11,227 (10,612)	11,201	(1)-①-ア	-	
((3)	林業普及指導事業 交付金 (昭和58年度) (関連:4-19,20)	349 (349)	349 (349)	348 (348)	348	(1)-①-ア	-	
(4)	木材産業国際競争 力·製品供給力強化 緊急対策(前年度: 合板·製材·集成材 国際競争力強化·輸 出促進対策) (平成27年度) (主)	36,536 (35,247)	32,139 (30,612)	36, 922 (P)	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア (6)-①-ア	_	
(5)	林業·木材産業成長 産業化促進対策 (平成30年度) (主)	10,701 (10,288)	9,920 (8,619)	9,030 (8,889)	7,125	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア (5)-②-ア	-	

(6)	林業信用保証事業 交付金 (平成30年度) (主)	348 (348)	1,676 (1,676)	631 (631)	440	(1)-(1)-7	_	
(7)	建築用木材供給·利 用強化対策(前年 度:木材産業·木造 建築活性化対策) (平成30年度) (主)	1,169 (1,136)	1,365 (1,302)	1,255 (940)	1,584	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア (5)-②-ア	_	
(8)	林業施設整備等利 子助成事業 (平成30年度) (主)	367 (311)	857 (603)	793 (570)	289	(1)-①-ア	-	
(9)	木材需要の創出・輸 出力強化対策 (平成30年度) (主)	682 (669)	700 (626)	506 (493)	442	(3)-①-ア (4)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-イ	_	
(10)	林業イノベーション 推進総合対策 (令和2年度) (主)	-	817 (793)	754 (741)	781	(1)-(1)-ア (5)-(2)-ア	-	
(11)	高付加価値木材製) 品輸出促進事業) (令和3年度) (関連:4-2)	-	_	104 (91)	-	(6)-①-ア	_	

カーボンニュートラル 実現に向けた国民運 (12) 動展開対策 (令和4年度) (関連:4-19)	-			183	(4)-①-ア (4)-①-イ (7)-①-ア		
国産材転換支援緊 (13) 急対策事業 (令和4年度) (主)	_	——————————————————————————————————————		4,024	(1)-①-ア	-	
森林法(普及指導事 (14)業制度) (昭和26年)	-			-	(1)-①-ア	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
林業·木材産業改善 (15) 資金助成法 (昭和51年)	-		——————————————————————————————————————	-	(1)-①-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集 約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	ı
木材の安定供給の 確保に関する特別措 置法 (平成8年)	-	_	——————————————————————————————————————	-	(1)-①-ア	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	=
脱炭素社会の実現 に資する等のための 建築物等における木 (17) 材の利用の促進に 関する法律 (平成22年、令和3年 改正)	_			_	(2)-②-イ (2)-③-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア	図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するともに、脱炭素社会の実現に資するため、木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、木材の利用の促進に関する基本方針等の策定、木材利用促進本部の設置、建築物における木材の利用の促進及び建築物用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置等建築物における木材の利用を促進するための必要な措置を講ずる。	_

	合法伐採木材等の 流通及び利用の促 (18) 進に関する法律 (平成29年)	-	——————————————————————————————————————		-	(7)-①-イ	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに、合法性の確認を適切かつ確実に行う事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与する。	-
--	---	---	--	--	---	---------	--	---

農林水産物及び食 (19) 品の輸出の促進に 関する法律 (令和2年)	-	_	_	-	(6)-①-ア	農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置するとともに、同本部による基本方針及び実行計画の策定、輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定等の措置を講ずることで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	-
森林・林業・木材産 業分野の研究・技術 (20) 開発戦略 (令和4年)	-	_		-	(4)-(1)-1 (5)-(1)-7 (5)-(2)-7	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 令和4年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
収用等に伴い代替 資産を取得した場合 の課税の特例 (21) [所得税・法人税:措 法第33条、第64条、 第68条の70] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (P)	-	(1)-①-ア	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(租税特別措置法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
交換処分等に伴い 資産を取得した場合 (22) の特例[所得税・法 人税:措法第33条2] (昭和26年度)	_ (-)	- (-)	– (P)	-	(1)-①-ア	交換取得資産の帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
収用交換等の場合 の譲渡所得等の特 別控除[所得税・法 (23) 人税: 措法第33条の 4、第65条の2、第68 条の73] (昭和26年度)	_ (-)	_ (-)	– (P)	-	(1)-①-ア	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-

収用等に伴い特別 勘定を設けた場合の 課税の特例 [所得税: 措法第64 条の2、第68条の71] (昭和26年度)	_ (-)	_ (-)	– (P)	-	(1)-①-ア	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
信用保証協会等が 受ける抵当権の設定 登記等の税率の軽 (25) 減 [登録免許税:措法 第78条] (昭和48年度)	1 (0)	1 (-)	1 (-)	1 (暫定値)	(1)-①-ア	(独)農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 (独)農林漁業信用基金の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろうとする林業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
木材取引市場、製材等の加工業者又は 木材の販売業者の 事業用木材保管施 設に係る資産割の特 例措置 [事業所税:地法税 法第701条の41第1 項第8号] (昭和50年)		315 (313)	313 (-)	-		木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	1
中小企業者が機械 等を取得した場合等 の特別償却又は税 額の特別控除 [所得税・法人税:措 法第10条の3、第42 条の6、第68条の11] (平成10年度)	国税101 (62) 地方税 36 (22)	国税69 (P) 地方税 25 (P)	国税69 (P) 地方税 25 (P)	-	(1)-①-ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	1
軽油取引税の課税 免除の特例 (28) [軽油引取税:地法 税法附則第12条の2 の7] (平成21年)	4,533 (4,525)	4,681 (4,488)	4,829 (-)	-	(1)-①-ア	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油取引税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
軽油を農林漁業の 用に供した場合の石 油石炭税の還付[石 油石炭税: 措法第90 条の3の4](平成24 年度)	63 (69)	68 (70)	71 (-)	-	(1)-①-ア	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付。林業者等の経営の安定化を図ることにより、木材の安定供給の確保に寄与する。	ı

政策の予算額[百万円]	70,684 67,780 69,810 (内数を (内数を (内数を 含む) 含む) 含む)	32,145 (内数を含む)	参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r4/index.html
政策の執行額[百万円]	66,42561,70329,307(内数を (内数を (内数を 含む) 含む) 含む)含む)		多無UNL	nttps.//www.maii.go.jp/j/buuget/leview/14/index.ntmi

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

	政策手段	予算	額計(執行	亍額)	4年度 当初予算額	関連す	ひとも	令和4 年度行政
	(開始年度)	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]	当创予昇観 [百万円]	る 指標	政策手段の概要等 	事業 レビュー 事業番号
(1)	【参考:復興庁より】 安全な木材製品等 流通影響調查·検証 事業 (平成24年度)	102 (102)	102 (102)	91 (91)	91	ı	-	
(2)	【参考:復興庁より】 災害復旧関係資金 利子助成事業 (平成24年度)	45 (42)	41 (38)	37 (33)	32	1	-	
(3)	【参考:復興庁より】 放射性物質被害林 産物処理支援事業 (平成25年度)	343 (337)	317 (317)	317 (293)	317	ı	-	

参照URL

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html

(注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1 川上と川中 (川下)	川上は原木を供給する森林所有者や素材生産事業体、川中は原木を加工して木材製品を生産する製材・合板工場等の木材産業事業者、川下は木材需要者である住宅建設事業者やバイオマス発電事業者等を指す。
注2 木質バイオマス	主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。